

30508

教科書文庫

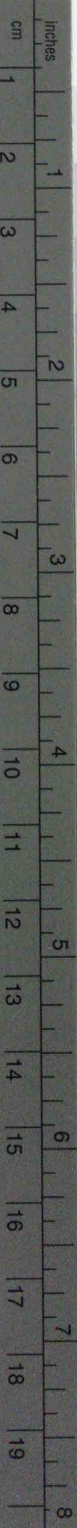
3
110
42-1892
20003 02848

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



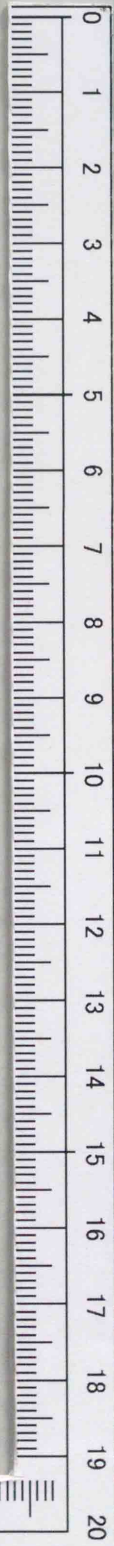
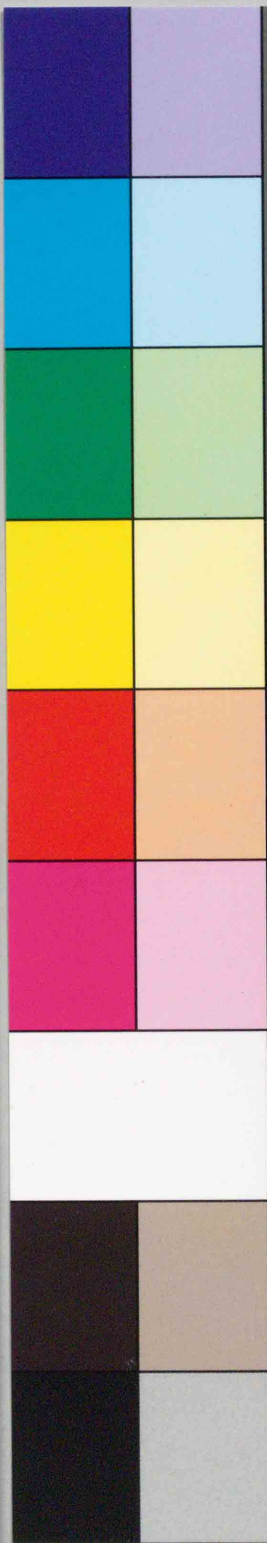
© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
Gall
資料室



3157
Gall

中央圖書館

學海指針杜編

生徒用



高等
科用

皇民修身鑑

卷之六

版權所有 集英堂藏板

[Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

勅諭

朕惟ノニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ勿友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱俗遵守スルヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施テテ恃ラス朕爾臣民ト俱ニ拳ル服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

長英敬書

高等科用 皇民修身鑑卷之六

第一 孝行

學海指針社

編

- 世俗ニ所謂、不孝ナル者ニ五ツアリ。
- 其四肢ヲ惰リテ、父ノ養ヲ顧ミザル、一ノ不孝ナリ。
- 博奕・飲酒ヲ好ミ、父母ノ養ヲ顧ミザル、二ノ不孝ナリ。
- 貨財ヲ好ミ、妻子ニ私シテ、父母ノ養ヲ顧ミ

高等

皇民修身鑑

卷之六

學海指針社

ザル、三ノ不孝ナリ。○耳目ノ欲ニ從ヒ、以テ父母ノ戮ヲ爲ス、四ノ不孝ナリ。○勇ヲ好ミ鬪狼シテ、父母ヲ危クスル、五ノ不孝ナリ。

○川井東村は大坂の人なり、孝心深きものにて、常に父母の心を慰むること、餘念なかりき、さるを東村性として酒を好み、常に大飲したりければ、其親しき醫師、東村に向ひ、大酒して身體を傷ふは、親

を思はざる不孝の所行なりと、誡めければ、東村はその言に感ず、それより酒を慎みて、大飲することなかりきとす。

第二 友愛

○兄弟中睦シキハ、家ノ榮ユル基ナリ。兄弟中惡シキ時ハ、他人ソノ間ニ立チ入りテ、遂ニ禍ヲ醸スコトアリ。○サレバ、兄弟ハ弟妹ヲ愛シ、弟妹ハ兄弟ヲ敬ヒテ、相共ニ家業ノ繁榮ヲ謀ルベシ。

○斯ノ如クスル時ハ、他人イカ程、其間ニ立チ入ラント謀ルトモ、其隙ナキモノナリ。

○濱林忠三郎は陸前の國の人なり、父母は早く死して、姉と兄と相繼ぎて盲目となりければ、活計日増に困窮したるを、忠三郎は幼弱の身ながら、日夜兄姉を養ふに怠らざりければ、官方の誠心を感じて、厚く賞與せられたりといふ。

第三 和順

○夫ハ外ヲツトメ、婦ハ内ヲ治ムルモノナリ。

故ニ婦ハ早ク起キ、遅ク寐テ、家事ニ心ヲ用ヒテ、儉約ヲ專トシ、舅姑ニ能ク仕へ、夫ノ姉妹ト親ミ、家ノ下人ヲ憐ムベシ。
○コレニ引キ替へテ、朝寐ヲ好ミ、髮ケハヒニ日ヲ暮シ、物見遊山ニ惜ムベキ、金銀ヲ費ヤシテ、家事ニ心ヲトメズ、夫ノ兄弟ニ疎略ニシテ、下人ヲムゴク使フナド、皆婦タルモノ、最モ忌ムベキ行ナリ、斯ノ如キ時ハ、夫婦ノ間、イカンゾ和合スベケンヤ。

○紀伊の人松本某の妻黒柳氏は、貞順にして其夫
 子に敬事し、又舅姑に仕へて孝養怠なく、生の親・養の
 親、相繼ぎて身まかりける時も、これを悼むの情は、
 彼此のへだてなく、禮を盡して追善を營み、能く内
 治め、家を齊へて、聊もとり亂したることなく、又
 ○奴婢等をいたはりて召使ひ、勤儉を以て家法を立
 てければ、貧を救ひ窮を恤むも、家計猶ほ饒なるを
 得たりとなん。

第四 母儀

○子ヲ養ヒテ教ヘザルハ、父母ノ過ナリ。
 ○子ヲ教導スルコトハ、等シク二親ノ役目ナ
 レドモ、殊ニ母親ノ責ヲ重シトス。
 ○母タルモノ、其子ヲ養フノミニテ、教導スル
 コトナクバ、争デカ其務ヲ盡セル者ト云フベ
 ケンヤ。
 ○母親ハ、其子ノ襦袢ノ中ニアル時ヨリ、親シ
 ク教養ヲ加フベキモノナレバ、能ク母儀ヲ修
 メテ、其子ニ惡癖ヲ付クルコト勿レ。

○紀伊侯徳川頼宣の母養珠院は、謹厚にして母の要を得し人なり、深く侯を愛して、常にこれを教導しけるに、ある時候より牽牛花一盆を贈られしに、院はこれに答へて曰く、人の命はこの花の如く、いと短きものなり、されど短きものも、其養よろしきを得る時は、長からしむることを得べし、この心を推して民を治めなば、國運をどか長からざらん、ゆゆゆゆの怠るべからず、とありければ、侯は謹みてその教を受けしかは、後には世に稀なる名君と稱せ

らるゝに至れりとなり。

第五 勤勉

○人生幾バク時ゾ、光陰ハ矢ノ如シ。之ヲ惜マズシテ浪ニ費ヤセバ、禽獸ト異ルコトナシ。天ノ人ヲ生ズルヤ、豈ニ徒ニ五體ヲ具ヘテ、天地ノ間ニ呼吸シ、昆蟲ト並ビ活キシムル爲ナランヤ。○徳ノ世ニ顯ル、ナク、業ノ人ニ益スルナキハ、禽獸草木ダニモ若カズ。

○事ヲ成スハ勉強ニアリ。勉強シテ學問スレバ、見聞博クシテ、智識益々明ナリ。勉強シテ道ヲ行へバ、徳義日ニ進ミテ大ニ功アリ。

○塙保己一は盲目なりかども、學問を好み、これが爲に、寢食を怠るゝことあり、常に人に書を讀ませて聽きけるに、さとりはやければ、能く記憶して、あらゆる古書に通曉し、四十五年の間に群書類従數百卷を編次せり、或夜講釋の席にて、風のために、燈火の消にたる時、門人等、先生暫く待給はれ、只今



塙保己一講義の席にて燈火の消にるとき目あきの不自由なるを笑ふ

塙保己一

燈をつくる程にといひたれば、保己一笑ひて、さて
前して目あきは、不便のものよといひたりとなり。

第六 耐忍

○事業ヲ成就センニハ、剛毅ニシテ屈セザル
耐忍ノ力ナカルベカラズ。

○困難愈々甚シケレバ、愈々多ク勞苦スベク、
危険愈々甚シケレバ、愈々多ク勇氣ヲ奮フベ
シ。

○尺蠖ノ屈スルハ、伸ビンヲ欲スレバナリ、其

志ヲ成サントセバ、如何ナル窮屈ヲモ、耐忍ス
ベシ。

○天ノ將ニ大任ヲ是人ニ降サントスルヤ、必
ズ先ヅ其心志ヲ苦メ、其筋骨ヲ勞シ、其體膚ヲ
餓ヤシ、其身ヲ空乏ニシ、行其爲ス所ニ拂亂ス
ルハ、心ヲ動カシ性ヲ忍ビ、其能クセザル所ヲ、
曾益スル所以ナリト云ヘリ。

○舊仙臺藩士伊達邦直は、明治二年、北海道開拓の
ことを思立ち、翌年よりその舊臣を率ゐて、移住せ

一に、もとより住む人もなき荒野なれば、熊狼のね
 うれさへあるを、邦直莫大の費用を擲ち、衆を勵ま
 て開墾を始めたり、うの間いふべからざる困難あり
 一を、邦直は物の數ともせず、辛苦經營二十年に
 及びければ、産業も開け、戸口も賑ふに至りたり、明
 治十四年、主上北海道に巡幸せさせ給ひしとき、
 邦直を行在所に召させられ、拜謁を賜はりて、其功
 を賞し給ひ、やがて従六位に叙せられたり。

第七 謹慎

○常ニ其身ヲ慎ムモノハ、能ク爭論ノ端ヲ塞
 ギテ、平生ハ人ニ敬ハレ、事アル時モ、不測ノ禍
 ヲ免ル、モノナリ。

○假令身ニ學藝アリトモ、謹慎ノ心ナクシテ、
 妄ニ人ニ誇ルモノハ、却テ人ニ侮ラル、コト
 アリ。學藝ハモト身ヲ立テ、譽ヲ得ルノ具ナ
 レドモ、唯々一ノ謹慎ヲ缺ク時ハ、却テ其身ノ
 禍ヲ招ク。慎ムベキコトナリ。

○紀長谷雄は、菅原道真の門人にて、博學の聞高

かりしも、慎深き人なりければ、己ノ賢ニ誇ルコト
 ナカレ、なごいへる語を、装束の袖に書いて、自ら戒
 めたる程の人なり、嘗て三善清行と文を論ぜしと
 き、清行いたく長谷雄を罵りけれども、長谷雄はこ
 れと争はず、これを聞く人、長谷雄を譽めて、却て清
 行の慎薄きを誹れりとか。

第三十八 守分

○人ハ常ニ身ノ分限ヲ守ルベシ。ナマジヒ
 ニ、人ノ榮達ヲ羨ミテ、不義ノ富ヲ得ントスレ

バ、却テソノ身ヲ亡ボスモノナリ。
 ○マタ常ニ奢ヲ禁ズベシ。奢ノ心一タビ長
 ズレバ、イカ程ノ身代ナリトモ、忽ニ傾クモノ
 ナリ。
 ○人ニハ富ム時アリ、貧シキ時アリテ、榮枯得
 失常ナラヌモノナリ。心靜ニ覺悟シテ、身ヲ
 慎ミ、業ヲ勤メバ、却テ永ク榮ユベシ。

○徳川家康、或時近習のわかき者に向はれ、汝等身
 をたもつに、肝要の語あり、五字にていふもあり、七

字にていふもあり、いづれをか説聞かすべきと、
 いはれ一に、兩つながら、承りた一と申せば、五字に
 對ていふは「うへをみな、七字にていふは、身のほこを
 夫知れ」なり、汝等常に此言を忘るべからずと、宣ひ一
 ○とぞ、家康が身を怒るまで、驕奢を慎みたるを見て
 十も、これ等の誠を守り一を知るべし。

第九 節儉

○一寸ノ糸、一粒ノ米モ、其用ヲツ、シムベシ。
 ソノ成レル本ヲ思ヒテ、妄ニ費ヤスベカラ

ズ。...

○カ、ル微細ノモノト雖モ、其本ハ皆多ノ一人
 手ヲ費ヤシ、多ノ歲月ヲ積ミテ、成リタルモノ
 ナリ。

○其辛苦ト時日ノ貴トヲ知ラバ、決シテ粗末
 ニスベカラズ。

○カ、ル微物モ、ソノ用ヒ方ヲ撰ミ、巧ニ使フ
 ヲ、家事ヲ理ムルニ上手ナルモノトハ云フナ
 リ。

○コノ心得アル人ハ、家富ミ榮エテ、行末必ズ幸アルベシ。

○酒井忠勝、常に茶坊主に紙きれをよらせねきて、文箱の上封トの料に用ひられたり、ある時近臣に、文箱を封せしめられたるに、その者紙よりの真中にて結びて、跡先をきり棄てたるを、忠勝は見て不興し、その紙よりも、片端を以て封トをば、一本にて三度の用をなすべきに、真中にて結びたれば、一度より外、益にたらず、扱々汝は儉約の道を知らぬ者

かなど、誠められたりとなん。

第十 交誼

○人ノ朋友アルハ、忠孝ノ行ヲ相助ケンガ爲ナリ。故ニ一旦信義ヲモテ、交リタル朋友ハ、假令、議論相合ハザルコトアリトモ、忠孝ノ道ニダニ背カズバ、輕クシク交ヲ絶ツベカラズ。

○朋友ノ行フ所、忠孝ノ道ニ外レ、人倫ノ道ニ戻ル事アラバ、少シモ宥スベカラズ。嚴シク諫メテ、聽カザル時ハ、直ニ交ヲ絶テ可ナリ。

○小河天門・飛鳥圭洲の友人に、其母を失ひたる者あり、いたく哀みて、血を吐くまでに嘆きしが、病の初となり、一年餘も打卧しければ、家財漸く盡きて、いと貧しくなりぬ、これが爲に、又父の憂を増さんことを歎き、天門・圭洲の二人に向ひて、金百兩を借らんことを求めけるに、二人は朋友の孝道を助けん爲ならば、百兩の金惜むべきにあらざるとて、速に之をととのへて、贈りたりとす。

第十一 納諫

○人ノ我ヲ諫ムルコトアラバ、悦ビテ受ケ、ソノ惡シキヲ改ムベシ。 僅ナル物ヲ贈ラレテスラ、悦ビ謝スル習ナルニ、況シテ我非ヲ矯メントスル、有難キ賜物ナレバ、恩義ノ深ヲ謝セズシテヨカラシヤ。

○我ヲ諫ムル恩人ハ、其情、父母兄弟ニモ等シカルベシ。 敬ヒ親ミテ、ソノ恩ヲ忘ル、コトナカレ。

○諫ヲ聽キテ、其言ヲ所正シト思ハ、直ニ我

行ヲ改ムベシ。其但人ノ見ル所、各々異レバ、諫
 ムル所、我ニ益ナキコトアリ。故ニ忠孝ノ道
 ヲ目當トシ、事ノ利害ヲ熟慮シテ、我守ル所ヲ
 定ムベシ。○他人ノ我ヲ諫ムル事アランニ、其事他人ニ
 ハ行ヒ得ラル、モ、我ニハ行ヒ得ラレヌ事ア
 リ。サレドモ、ソレニ拘ラズシテ、諫ムル人ノ
 厚意ヲ思フベシ。○叢孤山は、幼少の頃より、ふるまひ軽卒にて、



叢孤山友
 人の諫を
 聴く

ちつかざりければ、常にこれが爲に、父の呵責を受
けたるも、猶ほうの癖失せざりけり、後江戸に游学
すとて、國を出立たんとしけるとき、其友李紫溟い
たく之を諫めしかば、孤山は、父が在世の頃の訓誡
なご思出で、紫溟の諫の深切なるに感ず、遂にうの
惡しき習を、矯め得たりとなん。

第十二 誠實

○誠實ナル人ハ、只々己ノ誠ヲ盡シテ、人ノ誠
ナラヌヲ咎メズ。

○誠實ナラヌ人ハ、己ノ誠ヲ盡サズシテ、人ヲ
疑フガ故ニ、人モ亦コレヲ疑フ。

○故ニ世人ノ信用ヲ得ント思ハシ、其心ヲ誠
實ニシテ、人ノ誠ナラヌヲ咎メズ、又人ヲ疑フ
ノ念ナク、其行ヲ慎ミテ、陰日向アルベカラズ。

○誠實ヲ以テ得タル信用ハ、石ヨリモ堅シ。
石ハ碎クベケレドモ、誠實ノ信用ハ、碎クベカ
ラズ。

○大神澤一といへる盲人、或日他處より金を受取

りて、其後これを人に見せしに、贖金をりき、時にう
 の人の曰ふ、これは贖物に相違なきが、さりとして空
 しく棄てんことも益なきわざなり、人に知られぬ
 ○やう、使ひたまへと勧めしに、澤一は色を正して、人
 の我を欺くは、其人の不正なり、我また其不正にま
 らひて、いかにして他人を欺くべきとて、鐵鎚を取
 ○寄せ、自ら其金を打碎きて棄てたりとす。
 第十三 禮敬
 ○人ノ行ハ、鏡ニ對シテ、其影ヲ映スガ如シ。

○其身ヲ恭シクスレバ、其影モ亦恭シク、無禮
 ナレバ、ソノ影モ亦無禮ナリ。
 ○己禮儀ヲ行ハズシテ、禮儀ヲ人ニ望ムハ、種
 ヲ時カズシテ、實ヲ願フガ如シ。何程願フト
 モ、實ノナル時アラシヤ。
 ○恭謙・禮讓ハ人ノ美德ナリ。美德ヲ棄テ、
 取ザルハ、目ナキ者ノ仕業ナリ。
 ○人ノ師トナリ、人ノ長トナリテ、ソノ身世ニ
 出デシコトヲ期スル人ハ、禮敬ナクシテ、ヨカ

ラシヤ。○文覺は、西行法師と同ト頃の僧なり、常に西行の
取付わざを悦ばず、出家は道を修むるを業とすべき
に、彼が此處・彼處をさまよひあるきて、歌よみ三昧
子に日を送るは、實に佛門の大賊なり逢見んところ
にて、必ず打懲らしてんといひけるに、其後西行・文
○覺の許にゆきて、逢ひけるにいとれちつきて、物い
十ひふるまひ隙間もなかりければ、文覺も打解けて
○語らひぬ、文覺の門人、師の振舞の始め言ひしに違

へるは、如何にと尋ねければ、西行は我に打たるべ
きものにあらずと、答へけりとなん。

第十四 仁慈

○仁慈ハ、只々金錢ヲ施スコトノミニ限ルベ
カラズ。智アル者ハ智ヲ以テ人ヲ救ヒ、身健
ナル者ハ力ヲ以テ人ヲ助クベシ。是レ亦仁
慈ナリ。
○殊ニ人ノ窮厄ニカ、ル時、其助カルベキ方
ヲ教ヘ、又水火・震災ノ時、溺ル、ヲ救ヒ、焼クル

ヲ防ギ、壓サレタルヲ扶クルナド、極メテ大ナル仁慈ナリ。
○古語ニ曰ク、「仁ヲ欲スレバ、コトニ仁到ル」ト。
人苟モ人ノ爲ニ利アラシクコトヲ願ハズ、其身即チ仁者ナリ。

○楠正行吉野に朝參の途にて、女子の助を呼ぶ聲聞ければ、急ぎ行きて見るに、數人の兵士、若き女子をかたはかすなりけり、正行兵士を逐散らして、女子を救ひけるに、辨内侍（せんないし）とて、吉野の宮女なりけり。

れば、これを御所に送りまゐらせしに、後醍醐帝深くこれを賞し給ひけり。

第十五 報恩

○人ハ報恩ト云フコトヲ知ルベシ。一旦恩義ヲ受クルコトアラバ、終身之ヲ忘ルベカラズ。

○若シ恩義ヲ受ケシ人ニ災厄アラバ、碎骨粉身シテ、之ヲ救助センコトヲ計ルベシ。
○古語ニ曰ク、「人ニ施シテハ念フ勿レ、施ヲ受

ケテハ忘ル、勿レト。世ニハ動モスレバ、恩
惠ヲ受ケテ之ヲ忘却シ、人ニ施セシ恩惠ハ、心
ニ留メテ永ク忘レザルモノアリ。最モ卑ム
ベキコトナリ。

○周防の國に、六松といふ人ありけり、幼き時より、
同村の豪農三右衛門の家に仕へけるが、常にまめ
たちて働き、すこしも怠ることなかりければ、主人
も目をかけて之を使ひたり、然るに主人の運つた
なくして、うの家次第に衰へければ、六松いたくこ

六松主家の衰微を歎
き日夜勉勵してこれ
を起しかへさんとす



れを憂へ、更に他の家の僕となり、その給金をば、皆三右衛門にみつぎて、その暮を助け、數年の間、只管忠實を盡しけるに、三右衛門も亦怠ることなく、業を勵みければ、家運漸く開けて、遂にもその富豪に立返りぬ、領主毛利侯これを聞かれ、深く六松の節義を賞したりといふ。

第十六 公益

○公益ノ事業ヲ起サントセバ、能ク忍耐ノ志ヲ勵マシ、イカナル艱難ニ當リテモ、中途ニシ

テ止ムベカラズ。若シ一代ニシテ成リガタクバ、コレヲ子孫ニノコシテ、成功ヲ謀ルベシ。○子孫タルモノ、父母ノ志ヲ繼ギテ、ソノ業ヲ大成スルハ、只々ニ孝道ノ美ナルノミニアラズ、國ニ對スル忠節ニシテ、ソノ功最モ大ナルベシ。○或ハ會社ヲ結ビ、衆力ニヨリテ公益ヲ圖ラントセバ、廣ク衆人ノ言ヲ聽キ、我度量ヲ大ニシテ、衆人ノ心カヲ一致セシメヨ。

○世ニハ、公益ヲ名トシテ、竊ニ私利ヲ營ムモノアリ。遂ニ公利・公益ノ實ヲ害シテ、果ハ家ヲモ破ルニ至ル。ユメノ是等ノ所行アルベカラズ。

○栖原小左衛門は、渡島の國松前の人にて、世々漁大獵を業とし、今の戸主小左衛門まで、既に十一代の舊家なり、今の小左衛門の代に至りて、その事業を擴張し、千島の端より、北見・天鹽の濱まで、幾處となく漁場を開き、盛に漁獵を營みて、西洋形帆前船數

艘を作り、傍ら物産運漕の便を開くなど、國益を興すこと少からざりければ、官より屢々褒賞を賜はりたり。

第十七 尊王

○我國ニ生ル、モノ、誰カ尊王ノ心ナカラシヤ、皇城ヲ拜シ、大廟ヲ拜シテ、誰カ中心恭敬ノ念ヲ生ゼザルモノアラシヤ。

○汝等 聖影ニ對シ奉ルコトアラバ、一身敬禮シテ、聖壽ノ無疆ヲ祈リ奉ルベシ。

○ 空につきせぬためなりけり。
○ 大海のしほひて山になるまでに
○ 君はかはらぬ君にまゝませ。

○ 北條高時の後醍醐天皇を隠岐に遷し奉るや
新田義貞は護良親王の令旨を奉りて、義兵を上
野の國に起し、鎌倉に押寄せ、これを攻落し、高時
を始り、北條氏の一族を誅して、朝敵討滅の大功を
立てたり、後足利尊氏叛いて、朝廷にいむかひ奉

りしを、義貞勅を奉りて之を討ち、其子弟と共に、ひ
またすら忠戦に力を盡して、屢々敵を破り、越前の國
にて潔く討死せられたり。

第十八 國民ノ務

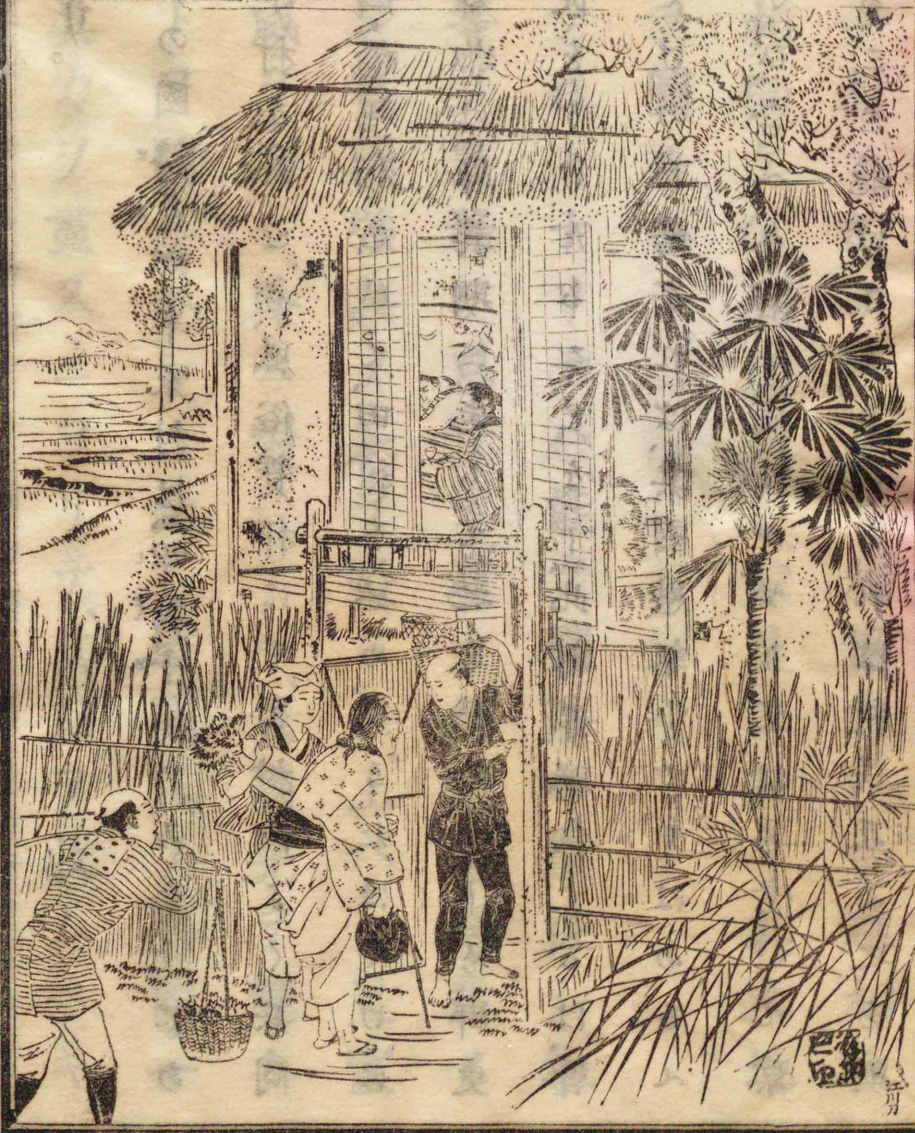
○ 人ハ共同一致ノ肝要ナルヲ知ル可シ。小
事ト雖モ、一人ニテハ成シ難クシテ、他人ノ力
ヲ要ルコト多シ。况ヤ其他ノ事ヲヤ。
○ 一家ニ於テハ、家族相親睦シテ、家業ヲ勵ミ、
一家ノ繁昌ヲ計ルベシ。

○一町・一村ニ於テハ、互ニ相協力シ、患難相救
ヒ、緩急相助ケ、公利ヲ起シ、公益ヲ計リ、其土地
ノ繁盛ヲ圖ルベシ。
○一國ノ民トナリテハ、能ク國法ニ服從シ、租
稅・兵役等ノ義務ヲ怠ラズ、進ミテ殖産・興業ノ
道ヲ講ジ、富國・強兵ノ基ヲ堅クシ、上ハ 皇室
ノ御稜威ヲ増シ、外ニ對シテハ、我國光ヲ輝カ
サンコトヲ圖ルベシ。 是レ皆國民ノ共同・一
致シテ、其力ヲ盡スニヨリテ、其効ヲ收ムベキ

モノナリ。

○土佐の國幡多郡半家村は、四萬十川のみを上にあ
る一小村なれども、風俗質朴にして、村内よく共同
し、吉凶・禍福相とひて、田租を始め、凡うねほやけに
納むる物は、皆其期に先ちて之を納め、少くも郡吏
の督促をうけたることなし、此村に眠食するは、皆
ねほやけのね蔭なれば、其國恩報いでやはあるべ
きといひ合へり、若く病にかゝり、又は年老いて業
半をとり、能はざるものあれば、村民互ふ之を助

半家村の人
民は心すな
ほにして常
に相助け年
貢等も怠り
なく納めた



けて賦役をととのへ、破産に至らざらむ、斯の如
く一村擧りて、利害を共にする故、凶年・饑饉に遇ふ
ことあるも、難澁するものなく、村内七十餘戸、なほ
一家のごとくぞ。

科用 皇民修身鑑 卷之六

集英堂

高等科用 皇民修身鑑卷之六終

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百'.

高等科生徒用皇民修身鑑

明治二十五年十月二十五日印刷
明治二十五年十月二十八日出版
版權所有

定價金八錢五厘

著者 學海指針社

東京市日本橋區村松町七番地

東京府平民

小林八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發行兼印刷者 集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所 集英堂支店

栃木縣宇都宮大工町

賣捌所 各府縣下書肆



